

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2016年10月号(J206)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 独 RIMOWA が模倣品を告訴、知的財産裁判所が台湾業者に敗訴の判決
- 02 公平交易法違反、錢櫃と好樂迪に対する過料 900 万新台湾ドルは確定
- 03 台米が 5G 協力で合意 TAICS と TIA が協力覚書を締結
- 04 工研院が NVIDIA 社と MOU を締結、自動運転と AI の開発で協力

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

「H」商標訴訟、HOME HOTEL が米シックス・コンチネンタルホテルズグループに勝訴

02 著作権関連

誘いのメッセージをネット投稿 不法行為のため、女性に台湾ドル 1.1 万円の賠償判決

今月のトピックス

J160927Y4

01 独 RIMOWA が模倣品を告訴、知的財産裁判所が台湾業者に敗訴の判決

ドイツの著名なスーツケースブランド「RIMOWA」を製造するリモワ社（Rimowa GmbH）は、該社が 1950 年から採用している「グルーブデザイン（Groove design）」（訳注：スーツケースの本体に平行に入った凸凹のリブ加工のデザイン）を台湾の加賀精品行、聯瑩国際有限公司（Lian Yin International Co., Ltd.）、育丞国際有限公司（Y.C. Eason International Co., Ltd.）、冶亮実業有限公司（Lead Ming Co., Ltd.）、沅大国際有限公司（Yuan Ta International Co., Ltd.）等 5 社が模倣している疑いがあるとして、100 万新台湾ドルの賠償金を請求するとともに、加賀精品行等 5 社に対する「グルーブデザイン」の使用禁止を請求していた。知的財産裁判所は審結後、請求額全額を賠償するよう命じるとともに、5 社に「グルーブデザイン」と同一又は類似の各種スーツケースの販売を禁じる判決を下した。

リモワ社によると、該社は 1898 年にドイツで創業され、「グルーブデザイン」はかつてルフトハンザ（Lufthansa）とユンカース（Junkers）の飛行機に施された金属表面のデザインを参考としたもので、デザイン理念はそれが飛行機の旅に適するスーツケースであることを表彰することである。また該社が自社で製造販売するスーツケースに採用する「グルーブデザイン」は、早い時期から関連の業者と消費者が熟知し、出所を識別する依拠となっており、識別性が高いスーツケースのトレードドレスを有する。さらに該社は 2010 年から台湾で巨額の広告費を投じて「グルーブデザイン」を有するスーツケースのマーケティングを行っており、著名な雑誌でも報道されている。

リモワ社は、台湾の加賀精品行を含む 5 社が製造・販売する「Eason」、「LEADMING」等ブランドのスーツケースには約 1 インチ幅で平行な長い溝を有するデザインが施され、溝同士は腰折れ模様で区画されている点等が RIMOWA の「グルーブデザイン」のトレードドレスに高度に類似していると判断し、公平交易法（訳注：日本の不正競争防止法、独占禁止法に相当）に違反しているとして知的財産裁判所に提訴した。

それに対して加賀精品行等の企業は、リモワ社は自社ブランド立上げ当初から「グルーブデザイン」だけを使用してきたわけではなく、1950 年に溝模様デザインをスーツケースに使用し始めたが、その外観は変化し続け、すべてがリモワ社のいうところの「グルーブデザイン」であるということではなく、さらにこれらの権利侵害疑義商品はいずれも新製品であり、その創意は溝の幅、腰折れ模様の反射やコーナー金具等において突出しており、すでに RIMOWA の単純なグルーブから逸脱するものであるため、模倣製品ではなく、消費者が識別するのに十分であり、取引の秩序に影響をもたらすものではない、と抗弁した。

知的財産裁判所は斟酌した結果、リモワ社は台湾においてグルーブデザインを広告の主軸とするとともに、フラッグショップと支店を設置して、業績は 2003 年の 74 万 2850 新台湾ドルから急成長を遂げ、2013 年には 7 億 1270 万 2400 新台湾元に達しているほか、この「グルーブデザイン」スーツケースは著名人にも愛用されており、RIMOWA スーツケースの外観である「グルーブデザイン」は商品出所を識別する機能をそなえ、かつ著名なトレードドレスであり、加賀精品行等が販売するスーツケースの外観は類似の使用となっており、公平交易法規定に違反するものであると認定し、加賀精品行等 5 社に対して「グルーブデザイン」に類似する各種スーツケースの販売禁止とともに、リモワ社に 100 万新台湾ドルの賠償金支払いを命じた。本件はさらに上訴できる。（2016 年 9 月）

J160901Y4

02 公平交易法違反、銭櫃と好楽迪に対する過料 900 万新台湾ドルは確定

銭櫃企業股份有限公司（Cashbox Partyworld Co., Ltd.、以下「銭櫃公司」）と好楽迪股份有限公司（Holiday Co., Ltd.、以下「好楽迪公司」）はカラオケボックス業界の両雄であるが、公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当）は両社が共同経営である「結合」行為を行っていたにもかかわらず、公平交易法（訳注：日本の独占禁止法、不正競争防止法等に相当）に基づき届出を行っていなかったと認定し、銭櫃公司に対して 500 万新台湾ドル、好楽迪公

司に対して 400 万新台幣ドルの過料に処した。両社はこの処分を不服とし行政訴訟を提起したが、最高行政裁判所は公平交易委員会の処罰に失当はないと認定し、上告を却下したため、錢櫃公司与好樂迪公司両社の敗訴は確定した。

公平交易委員会が調査したところ、錢櫃公司与好樂迪公司是、本社オフィスの賃貸、営業、企画、管理等の核心的な業務に対して統一指揮管理、共同運営を行い、両社の管理処調達部の従業員座席はいずれも好樂迪公司に配置され、同じ従業員が両社の経営に使用する設備と物品の調達を担当していた。

さらに両社のイントラネットや電話の相互接続、相互の店舗業務の連結及びリソースのシェアを行ったことは「経常的な共同経営行為」であり、公平交易法に規定される結合の態様に該当するにも拘わらず、法により届出を行っていなかったため、処罰された。(2016 年 9 月)

J160930Y5

J160929Y5

J160930Y7

J160929Y7

03 台米が 5G 協力で合意 TAICS と TIA が協力覚書を締結

台湾情報通信標準化協会 (Taiwan Association of Information and Communication Standards、略称「TAICS」) は米国の電気通信工業会 (Telecommunications Industry Association、略称「TIA」) と 2016 年 9 月 29 日に協力覚書 (MOU) を締結し、TAICS の曾鏘聲理事長と TIA の Scott Belcher CEO が双方を代表して署名した。さらに經濟部と米国在台協会 (AIT) の上層部が招かれ、締結に立ち会った。これは、今後台米双方が第 5 世代移動通信システム (5G) とモノのインターネット (IoT) に関する標準化と米国の「先端無線研究イニシアティブ (Advanced Wireless Research Initiative、略称「AWRI」) への参加に向けて協力をスタートさせるための礎となるだろう。

政府のサポートと産業界の協力の下、現在 TAICS は欧州電気通信標準化機構 (European Telecommunications Standards Institute、略称「ETSI」)、次世代モバイルネットワーク連合 (Next Generation Mobile Networks、略称「NGMN」)、日本の一般社団法人 電波産業会 (Association of Radio Industries and Businesses、略称「ARIB」) 及び一般社団法人 情報通信技術委員会 (Telecommunication Technology Committee、略称「TTC」) 等とすでに協力覚書を締結して 5G 技術の発展に関する協力を進めており、今回 (の協力覚書締結) はさらに 5G の国際協力を米国にまで拡大するものである。TAICS と TIA との協力覚書締結を通じて、台米双方は 5G 協力における重要な第一歩を踏み出し、今後双方は既存の ICT 産業領域での協力をベースとして、世界と地域との標準に関する交流とリンクを強化し、さらには台湾産業界が AWRI イニシアティブにおける米国 4 大都市での 5G 試験プラットフォームに参加することを促進していく。(2016 年 9 月)

J160922Y5

J160921Y5

04 工研院が NVIDIA 社と MOU を締結、自動運転と AI の開発で協力

工業技術研究院 (ITRI) は 2016 年 9 月 21 日、NVIDIA 社と協力覚書 (MOU) を締結し、双方の強みを組み合わせてディープラーニング (深層学習) 技術、人工知能 (AI) の開発と応用に関する戦略パートナーとなる。ディープラーニングと AI を自動運転車とロボットに導入してインテリジェント化することを優先の協力項目とし、今後 AI の応用を様々な分野へ拡大するための基礎を構築していく。

NVIDIA 社の台湾地区統括マネージャー兼セールス・マーケティング担当バイスプレジデントの邱麗孟氏によると、同社はエンドツーエンド (E2E) のラーニング・アーキテクチャを構築しており、自動運転車の開発者のための「DriveWorks」ソフトウェア開発キット (SDK) でディープラーニングの最適化プラットフォームを提供しているという。ITRI の自主開発システムと自動車用システムソフトウェアとを組み合わせることで、双方は台湾の自動運転車に関する技術レベルを高め、台湾自動車産業界によるディープラーニングという自動化の未来への邁進を促進していくことになる。

ITRI 機械及び機電システム研究所 (Mechanical and Mechatronics Systems Research Laboratories) の胡竹生所長によると、ITRI は 1 年余り前から自動運転技術の開発に着手しているが、ITRI の得意とする分野は情報、通信、電子、機械等に及び、これは極めて大きな開発チームであるという。ITRI はまず内部で技術を開発した後、清華大学、交通大学と提携し、外部にさらに大きなアライアンスを形成した。今回の NVIDIA との提携は、技術の産業化に与るの起爆剤に等しい。このプラットフォームにおいて、NVIDIA のディープラーニング向け GPU を利用して膨大なグラフィック演算を行うと同時に、NVIDIA のクラウド・コンピューティング・サーバを運用し、これらの映像と演算の結果をクラウドに保存する。

今回、双方の戦略的提携では自動運転や AI 等の技術を開発することにより、車両が自ら学習した経験がクラウドデータベースに集められ、車両がディープラーニングプラットフォームを通じて相互学習できるようになる。徐々にディープラーニングと AI の技術力を積み重ねることで、ディープラーニング技術を工業用ロボットのインテリジェント能力向上にまで拡大するとともに、サービス型ロボットにおける人と機械とのインタラクティブな体験等の様々な分野でも応用し、システムの価値をさらに高め、台湾産業の進化を後押しすることになるだろう。

数ヶ月にわたる自動運転モジュール識別訓練を経て、現在 ITRI の自動運転プロトタイプ車は決められた道路において順調に運転できるようになっている。当初は遊園地内の車両、高速鉄道や大量高速輸送システム (MRT) の点検車両のように、決められた路線を選定し走行速度が遅い自動運転車両を応用範囲とする。さらに数年以内には ITRI における自動運転シャトルバスサービスを開始することも目指す。その時点で車両は自動的に路線を判断して走行し、決まった場所で乗客の上下車を行い、終点に到着すると、折り返して一番近い駅へ戻るができるようになる。自動運転車技術の民生領域における応用が具現化されようとしている。

(2016 年 9 月)

台湾知的財産権関連判決例

01 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 「H」商標訴訟、HOME HOTEL が米シックス・コンチネンタルホテルズグループに勝訴

■ ハイライト

逸寛股份有限公司 (以下「逸寛公司」という) は台北市東区でホテル「HOME HOTEL」を経営し、「H」商標を登録している。米シックス・コンチネンタルホテルズグループ (以下、「コンチネンタルズホテルズ」という。訳注：現在はインターコンチネンタルホテルズグループに改名) は、逸寛公司の商標が自社の商標に類似している上、両者ともホテル業に従事しているとして、知的財産局に商標異議申立を行い不成立となったが、さらに經濟部に行政訴願を提起したところ主張が認められた。逸寛公司はこれを不服として訴訟を提起した。知的財産裁判所は、両商標は類似しているものの、逸寛公司の位置づけは台湾文化創造ブランドの小規模ながらも優れたデザイナーズホテルであり、コンチネンタルズホテルズがアメリカンスタイルの大型チェーンホテルであるのとは異なり、誤認混同が生じることはない認め、逸寛公司勝訴の判決を下した。

コンチネンタルズホテルズの主張によると、同グループはすでに知名度が高く、台北、桃園、台中、高雄、及び中国の上海、北京、香港、マカオ等にホテルがあり、一般人が「H」を見ると同グループを連想するとして知的財産局に異議申立を行ったが、「異議不成立」の処分が下されたため、コンチネンタルズホテルズは經濟部に行政訴願を提起した。經濟部は、両商標が類似を構成し、容易に誤認混同を生じさせると認め、知的財産局の「異議不成立」を取り消し、(知的財産局に) 改めて処分するよう要求した。

逸寛公司は商標が登録を取り消されるかもしれない状況に直面して、知的財産裁判所に訴訟を提起し、両商標はいずれも「H」であるが、それぞれ設計が施され、且つ外観、観念はともに異なり、消費者は少し注意を払うだけで区別でき、両商標は類似していないこと、さらにはコンチネンタルズホテルズの商標は台湾では著名ではなく、また「H」はホテル業者がよく使う頭文字であるため、「H」からコンチネンタルズホテルズを連想することはなく、況してや

同グループが該商標を使用するときは、「假日飯店／假日酒店」、「Holiday Inn」と組み合わせていることを主張した。

知的財産裁判所の判決によると、逸寛会社の「H」商標は30歳代の新進芸術家である王九思氏が企画デザインしたもので、毛筆で書かれた漢字の左払いと右払いによってあたかも舞っているように見え、さらに英語の「HOME」と組み合わせ、「MIT（訳注：台湾製の意）」の台湾スタイルを標榜しているのに対し、コンチネンタルズホテルズの商標は右上がりの横線が（2本の縦線を）貫通しており、良く見かけるアルファベットの字体で、またアルファベット「H」をデザインした旅館、飲食業者は多数あり、逸寛商標は悪意を以って（他人の信用・名声に）ただ乗りしようとしたものではない。

さらにコンチネンタルズホテルズの傘下にある台北深坑假日飯店、智選假日飯店等から、コンチネンタルズホテルズはアメリカンスタイルの大型チェーンホテルであることがわかり、一方、逸寛会社はじっくりと旅を楽しむ若者や小家庭やビジネス客をターゲットとしており、団体客は少なく、台湾文化創造ブランドの小規模ながらも優れたデザイナーズホテルであることを強調しており、両者が提供するホテルのサービス、経営理念、消費者層はいずれも異なっている。

また、逸寛会社は年商1億6000万新台幣ドルに達し、世界的な旅行口コミサイト「Trip Advisor」から優良証書を獲得している他、メディアの報道、ブログでの推薦などを常々受けており、すでに業務上の名声を有している。コンチネンタルズホテルズとは位置づけが異なり、市場が明確に区別化され、誤認混同の状況は生じていないことに基づき、（知的財産裁判所は）逸寛会社に勝訴の判決を下し、「H」商標登録を維持した。全件はさらに上訴できる。（2015年10月14日 蘋果日報）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】104年度行商訴字第28号

【裁判期日】2015年9月30日

【裁判事由】商標異議

原告 逸寛股份有限公司

被告 經濟部

参加人 米シックス・コンチネンタルホテルズグループ

上記当事者間における商標異議事件について、原告は經濟部2015年1月5日経訴字第10306130090号訴願決定を不服として行政訴訟を提起した。本裁判所の決定により参加人に対し被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。本裁判所は次のとおり判決する。

主 文

訴願決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

原告、即ち逸寛股份有限公司（以下「逸寛会社」）は2012年4月23日、原処分機関である經濟部知的財産局に対して、当時の商標法施行細則第13条に定められる商品及び役務区分表第43類の「飲食店、旅館」役務での使用を指定して「H デザイン図」商標の登録出願を行い、同局の審査を経て、登録第1552475号商標として登録を許可された。商標権期間は2012年12月1日から2022年11月30日まで（以下「係争商標」という。判決添付図1参照）となっている。その後参加人、即ち米シックス・コンチネンタルホテルズグループ（以下、「コンチネンタルズホテルズ」という）は該商標登録は商標法第30条第1項第10号、第11号及び第12号規定に違反しているとして、これに対して異議を申し立てた。原処分機関の知的財産局が審理した結果、係争商標の登録に前記商標法規定は適用されないと認め、2014年5月27日中台異字第1020208号商標異議審決書を以って「異議不成立」の処分を下した。参加人はこれを不服として行政訴願を提起し、被告經濟部は2015年1月5日経訴字第10306130090号を以って「原処分を取り消し、改めて原処分機関が適法な処分を行う」との決定を下した。

原告はこれを不服として、知的財産裁判所に対して本件行政訴訟を提起した。知的財産裁判所は本件訴訟の結果、訴願決定が取り消されたならば、参加人の権利又は法律上の利益が損なわれるため、職権決定により参加人に独立して本件被告の訴訟に参加するよう命じた。

二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：訴願決定を取り消す。
- (二) 被告の答弁：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

参加人は係争商標（判決添付図1をいい、以下同じ）が商標法第30条第1項第10号、第11号及び第12号規定に違反しているとして異議を申し立て、原処分機関の知的財産局が「異議不成立」の処分を下し、参加人はこれを不服として行政訴願を提起し、被告が「原処分を取り消し、改めて原処分機関が適法な処分を行う」との決定を下した。ゆえに本件の争点は係争商標が商標法第30条第1項第10号、第11号前段、第12号規定に違反しているか否かである。

- (一) 原告の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (二) 被告の答弁理由：省略。判決理由の説明を参照。
- (三) 参加人の主張理由：省略。判決理由の説明を参照。

四 判決理由の要約

(一) 係争商標は商標法第30条第1項第10号規定に違反していない：

1. 商標法第30条第1項第10号でいうところの「関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」とは、両商標が同一である又は類似を構成することにより、同一又は類似の商品又は役務に関連する消費者に、同一の商標である、又は両商標が同一商標であると誤認するにいたらないものの、両商標の商品/役務が同一の出所からのシリーズ商品/役務である、又は両商標の使用の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認混同させる可能性があることをいう。

また、両商標における誤認混同のおそれの有無の判断については、(1) 商標識別力の強弱、(2) 商標の類否及びその類似の程度、(3) 商品/役務の類否及びその類似の程度、(4) 先権利者の多角化経営の状況、(5) 実際の誤認混同の状況、(6) 関連の消費者の各商標に対する熟知度、(7) 係争商標の出願が善意であるか否か、(8) その他の誤認混同に関する要素等を参酌し、「関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれ」に至るか否かを総合的に認定すべきである。

2. 商標識別力の強弱：

- (1) 商標識別力が強いほど、関連の消費者の商品/役務に対する印象は強くなり、他人が少しでもフリーライド（ただ乗り）しようとする、関連の消費者に誤認混同を生じさせる可能性がある。原則的に独創的商標の識別力は最も強く、よく見かける事物をコンテンツとする恣意的商標及び商品/役務に関する暗示的説明をコンテンツとする暗示的商標の識別力は（独創的商標よりも）弱い。

- (2) 本件の引用商標はアルファベット「H」、又はアルファベット「H」に重ねられた立方体の図形並びに「Holiday Inn」、「快捷假日酒店」、「Holiday Inn Express」、「Holiday Inn Resort」等の文字が組み合わされて構成されている（判決添付図二乃至六に示されるとおり）。その中の主要で顕著な部分であるアルファベット「H」は二本の直線を右上がりの横線が貫通して構成され、アルファベットの「H」であると認識できる。第43類役務である宿泊、飲食等での使用を指定し、デザインされたアルファベット「H」を以って商標登録の許可を得て、なお有効に存在しており、多箇所に使われている。旅館業者は会社登記又は商業登記以外に地方主務官庁に対して登記して、旅館業者の専用標識を受け取る必要がある。該標識はデザインを施されたアルファベット「H」であり、ここからも「H」標識は識別性を有するものの、識別性は高くなく、関連の消費者が「H」商標を見ただけで引用商標との連結が生じることはない。

3. 商標の類否及びその類似の程度：

(1)商標が類似するとは、時間と場所を異にして隔離的及び全体的に観察したとき、外観、観念及び称呼において類似する箇所があり、それが同一又は類似の商品/役務に標示されると、普通の知識・経験を有する関連の消費者が普通の注意を払って購買する時、双方の商品/役務が同一の出所からのものであると誤認する、又は異なる出所の間には関連があると誤認することをいう。また、両商標の類否は、その商品に関連する購買者が持つ全体の印象（即ち外観、称呼又は観念で構成される）について類似しているか否かで判断するものであり、全体観察原則に違反して任意に商標の図案を分離して観察してはならない。

(2)係争商標はデザインを施されたアルファベット「H」で、中国語の毛筆書体により、漢字の基本筆画である左払い、縦、右払いを用いてデザインされたセピア色の抽象標識である（判決添付図一）。引用商標については、手書き風デザインのアルファベット「H」で構成されるもの、又はアルファベット「H」に上下又は左右に連続して重なられた立方体並びに「Holiday Inn」、「快捷假日酒店」、「Holiday Inn Express」、「Holiday Inn Resort」等の文字が組み合わされて構成されるものであり、且つ該アルファベット「H」は二本の直線をやや右上がりの横線が貫いており、外観上は容易に識別でき、よく見かけられる英語の字体である（判決添付図二乃至添付図六）。両商標を比べると、異議申立の引用商標である登録 1365321 号（判決添付図三）、1325056 号（判決添付図四）、1350997 号（判決添付図五）、1420398 号（判決添付図六）については、さらに立方体に「Holiday Inn」等の文字が組み合わされており、全体的に一見した時の印象はアルファベット「H」のみで構成される係争商標（判決添付図一）とは異なり、称呼についてもこれらの引用商標は「Holiday Inn」、「快捷假日酒店」、「Holiday Inn Express」、「Holiday Inn Resort」等であり、「H」だけの係争商標とは異なる。また表す観念についてもこれらの引用商標は「便利でスピーディ」、「リゾート」であり、係争商標とは異なる。上記引用商標と係争商標との類似の程度は高くない。引用商標の登録 1329660 号商標（判決添付図二）と係争商標はいずれも「H」のみから構成され、称呼も「H」であるが、係争商標が見るものに与える印象は毛筆デザインの抽象的図案であり、左払いと右払いは下に向かい、筆跡はあたかも舞っているように見える。またデザインによって中国語の「人」と数字「1」が組み合わされているような視覚的効果もたらされ、「（万物も）人（我）と一たり」という禅意を含んでいる。柔軟な東洋の文字と西洋のアルファベット「H」を融合し、中洋折衷のホテルという経営理念を伝えている。一方、引用商標である登録 1329660 号商標は右上がりの横線が 2 本の直線を貫通しているアルファベット「H」であり、見る者に簡潔な印象を与える。両者の外観はわずかに異なり、表す観念も異なっているため、両者の類似の程度は中度である。

4. 商品/役務の類否及びその類似の程度：

(1)商品（役務）の類似とは、2 つの異なる商品（役務）が機能、材料、生産者又はその他の要素において共通又は関連する箇所があり、同一又は類似の商標を標示したならば、一般的社会通念と市場取引の状況により、商品（役務）の消費者にそれらが同じ出所からのもの、又は異なるものの関連がある出所からのものであると誤認させ易いことをいい、これら 2 つの商品（役務）の間には類似の関係が存在する。

(2)係争商標の指定商品（役務）を引用商標の指定商品（役務）と比較すると、両者とも消費者に飲食、宿泊を提供する役務であり、性質、機能、提供者等の要素において共通又は関連する箇所があり、同一又は類似の商標を標示したならば、一般的社会通念と市場取引の状況により、消費者にそれらが同じ出所からのものであると誤認させ易く、同一又は類似を構成し、その類似の程度は高い。

5. 係争商標の出願が善意であるか否か：

原告の係争商標デザインは中国の楷書である「人」の文字と英語の「HOME」の文字が結びつけられており、「人が家の中に住む」精神の意味を含む係争商標の図案が創作され、且つ経営の主軸として「MIT」（台湾製）を標榜し、台湾スタイルが強調されている。経営理念、ブランドの位置づけ、訴求する客層については引用商標とは異なり（詳しくは後述する）、且つ第三者がアルファベット「H」を商標図案の一部として登録しているケースは多数あることは前述したとおりである。以上のいずれから、係争商標

の出願人には引用商標の信用・名声にフリーライドする悪意は存在しなかったと認めることができる。

6. その他の誤認混同に関する要素：

- (1) 前述の要素以外に、一部の状況においても誤認混同の判断に影響を及ぼす要素が存在する。たとえば、両商標がそれぞれ確立したブランドイメージ及び商品の位置づけが異なり、関連する消費者がそれらの商標が提供する商品/役務に接触する時、両商標の出所が違ふことが明白である。よって個別のケースにおいて上記要素がないかを判断し、併せて考慮すべきである。
- (2) 引用商標は顧客層が団体の消費者及び便利で、快適で、高 C/P 値の宿泊を求めるレジャー客又はビジネス客であり、シンプルなアメリカンスタイルの大型チェーンホテル、トータルな国際水準の優れたサービスの提供をホテルのスタイルとしている。一方、原告が係争商標を以て経営する「Home Hotel」は、若者や旅をゆっくり楽しむ小家庭及びビジネス客（団体客は極めて少ない）をターゲットとしており、且つ台湾文化創造ブランド、MIT（台湾製）及び中洋折衷のデザイン感を強調し、濃厚なチャイニーズテイストと台湾のスタイルを融合し、小規模ながらも優れたデザイナーズホテルであることを表彰している。この観点から見ると、両者が提供するホテルサービスはブランドの訴求、デザイン特徴、経営理念、消費者層が異なる。また係争商標は「台湾文化創造ブランドのデザイナーズホテル」、「シンプル、快適ながらファッショナブルなテストを失わない」を強調しており、引用商標が標榜する「国際的な大型チェーンホテル」とは異なる訴求を有する。よって係争商標と引用商標が提供する役務は、その経営理念、ブランドの位置づけ、訴求する客層がいずれも異なり、関連の消費者は容易に区別でき、誤認混同の可能性はない。

7. 以上をまとめると、本件の引用商標と係争商標は指定役務が同一又は高度に類似し、商標図案にはいずれもアルファベット「H」があるが、引用商標の主要な識別部分であるアルファベット「H」は識別力が低いこと、係争商標と引用商標の商標図案との類似の程度は中度以下であること、係争商標の出願は善意であること、かつ係争商標と引用商標が提供する役務が経営理念、ブランドの位置づけ、訴求する客層のすべてで異なること、さらには実際に関連の消費者に誤認混同を生じさせていることを証明できる事実証拠がないことから、本裁判所は総合的に判断し、係争商標の登録により、消費者に引用商標と同じ出所のもの、又は同じではないが関連がある出所のものであると誤認混同を生じさせるおそれはないと認められ、本件に商標法第 30 条第 1 項第 10 号は適用されない。

(二) 係争商標は商標法第 30 条第 1 項第 11 号規定に違反していない：

他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの、或いは著名商標又は標章の識別力又は信用・名声を毀損するおそれがあるものは登録を受けることができない、と商標法第 30 条第 1 項第 11 号に規定されている。また商標法第 30 条第 1 項第 11 号前段と同条第 10 号にはいずれも「誤認混同を生じさせるおそれ」が規定されており、本裁判所が上記の要素を総合判断した結果、係争商標と引用商標には関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれはないと認定したことは前述の通りであり、本件には商標法第 30 条第 1 項第 11 号前段規定が適用されない。さらに係争商標と引用商標は経営理念とブランドの位置づけがそれぞれ異なり、両者は市場において明確なセグメントを有しており、係争商標の登録は引用商標の識別力又は信用・名声を毀損するおそれはなく、商標法第 30 条第 1 項第 11 号後段規定も本件には適用されない。

(三) 係争商標は商標法第 30 条第 1 項第 12 号規定に違反していない：

1. 商標法第 30 条第 1 項第 12 号は不正競争行為を防止するため、先の商標使用者が他人にその商標を先取り登録されたときに権利救済の機会を与えることを趣旨としている。即ち商標出願人に模倣の意図があり、先取り登録という不正競争の状況があったか否かを考慮しなければならない。

2. 調べたところ、係争商標と引用商標が表彰する役務はそれぞれ異なるデザインの特徴、経営理念と消費者層を有し、両商標が表彰するブランドは明確なセグメントと位置づけがあり、原告に引用商標を模倣又は剽窃する意図があったとは認めがたく、本件に商標法第30条第1項第12号規定は適用されない。

(四) 以上をまとめると、係争商標の登録に商標法第30条第1項第10号、第11号、第12号規定は適用されず、したがって原処分の「異議不成立」という処分には誤りはなく、訴願決定が係争商標の登録に上記条文を適用し、「原処分を取り消し、改めて原処分機関が適法な処分を行う」という決定を下したことはなお法に合わず、原告が訴願決定の取消を請求することには理由があり、許可すべきである。以上の次第で、本件原告の請求には理由があり、智慧財産案件審理法（知的財産案件審理法）第1条、行政訴訟法第98条第1項前段により、主文のとおり判決する。

2015年9月30日

知的財産裁判所第二法廷

裁判長 李維心

裁判官 林秀圓

裁判官 蔡如琪

02 著作権関連

■ 判決分類：著作権

I 誘いのメッセージをネット投稿 不法行為のため、女性に台湾ドル1.1万円の賠償判決

■ ハイライト

洪という女性の本屋に行って、家に帰ったあと、カバンに陳という男性が書いた誘いのメモが入れていたことに気づいて、電子メールで返信したが、相手がどうかしていると思って、PTTという掲示板サイトで陳氏からの手紙を公開した。陳氏は著作権侵害に該当するとして台湾ドル10万円の賠償金を請求し、且つ公開された文章の削除を要求した。高雄地裁は審理したうえで、陳氏の書いた電子メールは同氏の性格及び創作性を表現したものであり、洪がこれを公開したことは、確かに不法行為に該当すると認定し、賠償金として1万1千円を支払うようにとの判決を下した。本件は、なお控訴することができる。

II 判決内容の要約

台湾高雄地方裁判所民事判決

【裁判番号】103年度訴第420号

【裁判期日】2015年08月31日

【裁判事由】損害賠償

原告 陳柏宏

被告 洪毓璘

上記当事者間の損害賠償事件につき、本裁判所は、2015年8月7日に口頭弁論を終結したので、次の通り判決する。

主文

被告は原告に台湾ドル1万1千円を支払わなければならない。

被告は批踢踢実業坊（Professional Technology Temple）という掲示板サイトで公開した添付一、添付二の原告による手紙の内容を削除しなければならない。

原告によるその他の訴えは、棄却する。

訴訟費用台湾ドル4千円は被告が五分の一を負担し、残りの部分は、原告が負担する。

本判决第一項は仮執行を行うことができる。

一 事実要約

原告は次のとおり主張した。被告が2011年10月15日22時ごろ、原告の同意を得ないばかりでなく、批踢踢実業坊というウェブサイトによる他人の手紙公開禁止規定に反して、Pコイン（批幣）を獲得するために、原告による手紙の著作物をその発表内容の大半として、批踢踢実業坊というサイトに投稿したことは、原告による手紙の著作権侵害に該当するとともに、女性の特質及びウェブサイトの虚実入り乱れた状況を利用して、文章の見出しや、内容とメッセージの中で皮肉、差別、侮辱且つ名誉毀損の言葉などをもって原告に嫌がらせをしたものである。被告は、原告の人格権をひどく侵害し、原告に精神上及び生活上著しい苦痛を与えたので、著作権法第84条、第85条、第88条及び第88条の1、個人資料保護法第29条、民法第18条、第184条第1項前段、第184条第2項及び第195条第1項の規定により本件訴訟を提起した。

二 本件の争点

双方当事者の争点は、次の通りである。

- (一) 被告が原告の身心、健康、名誉、信用、プライバシー、人格権、肖像権を侵害したか、その情状が重大であるか、被告が侵害行為の損害賠償責任を負うべきであるか？もし責任があれば、その金額をいくらにするか？
- (二) 被告は原告の著作権を侵害したか？被告は損害賠償責任を負うべきであるか？もし責任があれば、その金額をいくらにするか？
- (三) 原告が被告に対し、被告が批踢踢実業サイトで発表した原告の手紙内容削除を請求したことに根拠はあるか？

三 判決理由の要約

- (一) 被告は原告の著作権を侵害したか？被告は損害賠償の責任を負うべきであるか、もし責任があれば、その金額をどのぐらいにするか？
著作権第3条第1項第1号、第5条第1項第1号、第10条の1、第9条第1項の規定から分かるように、著作権法の保護を受ける著作物とは、人間が文学、科学、芸術またはその他の学術範囲において、一定の客観的な表現方法をもって表す、創作性のある精神的創作物であり、且つ著作権を取得できない対象を除外したものをいう。また創作性とは、もともと自分の独自の思想、知恵、技巧に基づき創作し、作者の性格または独特性を十分表現し、最低レベルの創意があるものをいい、且つ他人の著作物を複製または改作したものでなければ、それに該当する。たとえ、同一または類似のものであっても、同じく著作権法の保護を受ける。言い換えれば、著作物に含まれている思想またはコンセプトが正しいかどうかを問わず、それらは著作権法による保護を受ける著作物に該当するかどうかの判断に影響しない。これが、著作権法第10条の1の真意であり、つまりこの法律により取得した著作権の保護は当該著作物の表現にとどまり、それによって表現しようとする思想、手続き、製造過程、システム、操作方法、概念、原理、発見には及ばない。調べたところ、本裁判所で添付一、添付二の手紙内容を検討した結果、これは原告が電子メールの方法で、自分の思想を外部に表現し、原告の性格または独特性を十分表現し、最低レベルの創意があるものであり、著作権法第9条所定の保護を受けない著作物に該当しないので、創作性がある著作物であり、当然著作権法の保護を受けるはずである。原告は電子メールを被告に送ったが、原告がなおも手紙の著作権者である。また、被告のカバンに入れた原告のメモは「こんにちは。私のメールアドレスは…お近づきになりたい」等との記載だけにとどまり、原告の思想創作物に該当しないので、著作権法の保護を受けないと認定された。
- (二) 本件被告は合理的な使用云々と抗弁したが、著作権法第52条、第55条も「既に公表された著作物」を要件としており、係争手紙の著作物は両当事者間でやりとりしたものであり、被告も係争手紙の著作物が既に公表されたものであることについて挙証しなかったため、著作権法第52条、第55条の規定に該当しないことはいうまでもないので、著作権法第62条第2、3項を適用する余地もない。
調べたところ、被告は無断で原告の手紙内容を使用し、原告の氏名を注記しなかったので、その著作人格権を侵害した。審理した結果、被告は著作権侵害を業としていないほか、原告も実際に損害を受けた金額などを証明しなかったため、著作権及び著作人格権

侵害に該当する非財産的損害部分の賠償額をそれぞれ 10,000 元、1,000 元にすることが適切であると認定した。前記を総じて、原告が被告に請求できる損害賠償金は合計して 11,000 元 (1,0000+1,000) と計算する。

(三) 原告が被告にその批踢踢実業坊サイトで公開した原告手紙の内容削除を請求したことに
ついて、根拠があるか？

次に、「著作権者又は出版権者は、その権利を侵害した者に対し、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがあるときは、その防止を請求することができる。」と著作権法第 84 条に明文で規定されている。本件被告は原告による告訴の提起前に批踢踢実業坊サイトのシステムにより自動的に削除された云々と抗弁したが、被告がその抗弁について挙証しなかったので、この部分の主張は受け入れられない。よって、原告が被告に添付一、添付二に示すとおりの手紙内容の削除を求めたことには理由があるので、許可すべきである。

前記を総合して、原告が係争手紙著作物の著作権者として、著作権法第 88 条第 1 項前段、第 2 項、第 84 条の規定により、1 万 1 千円の支払い及び添付一、添付二に示すとおりの手紙内容の削除を被告に要求したことには理由があるので、許可すべきである。この部分を超えた請求は、理由がないので、棄却すべきである。

2015 年 8 月 31 日

民事第六法廷裁判官 朱慧真



TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2016 TIPLO, All Rights Reserved.